航空機による住宅騒音防止対策事業概要

航空機の騒音の軽減のために防音工事を施し、室内の有効な空気調和の確保を目的にエアコン、換気扇などの空気調和和機器を設置します。=防音工事

１０年以上経過・・・

防音工事実施後、10 年以上経過した空気調和機器のうち、所要の機能が失われている機器の更新（取替）工事を行います。
※換気扇のみの更新不可。
＝更新工事①

１０年以上経過・・・

更新工事①実施後、10 年以上経過した空気調和機器のうち、所要の機能が失われている機器の更新（取替）工事を行います。
※換気扇のみの更新不可。
＝更新工事②

１０年以上経過・・・

更新工事②実施後、10 年以上経過した空気調和機器のうち、所要の機能が失われている機器の更新（取替）工事を行います。
※換気扇のみの更新可。
＝更新工事③

１０年以上経過・・・

更新工事②、または更新工事③実施後、10 年以上経過した空気調和機器のうち、所要の機能が失われている機器の更新（取替）工事を行います。**※換気扇のみの更新可。**
＝更新工事④

住宅騒音防止
対策事業